

手話言語法の制定を求める意見書

手話は、言葉を音声ではなく手や指、体などの動きや顔の表情を使って視覚的に表現するものであり、聾者にとっては、大切な情報獲得とコミュニケーションの手段として大切に受け継がれてきた。

平成18年に国際連合総会で採択された、「障害者の権利に関する条約」第2条に、「言語」とは、音声言語及び手話その他の形態の非音声言語をいう。」と定義されたことで、手話が言語として国際的に認知されるようになってきており、我が国においても、平成23年8月に改正された「障害者基本法」の第3条に、「全て障害者は、可能な限り、言語（手話を含む。）その他の意思疎通のための手段についての選択の機会が確保される」と定義され、手話が言語に含まれることが明記されている。

よって国においては、手話が音声言語と対等な言語であることを広く国民に周知するとともに、手話で学び、さらには手話を言語として普及、研究することのできる環境整備を目的とした手話言語法を制定するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成26年12月19日

鎌 倉 市 議 会